

虐待の防止のための指針

合同会社なな色

なないろ介護サービス

利用者虐待防止のための指針

I 目的

この指針は、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法、児童虐待防止法（以下「障害者虐待防止法等」という。）の趣旨を踏まえ、事業所全体で利用者の人権擁護、虐待防止に取り組むために示すものである。

II 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

障がい者・高齢者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはいない。

（１）虐待の種類

虐待をしている人、されている人の自覚は問わない。本人が望んでいたとしても、養護者が一生懸命介護をしていたとしても、結果が不適切であれば、虐待に該当する。

区分	内容
① 身体的虐待	暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的に、継続的に遮断する行為 ＜具体的な例＞ ・たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせるなど ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に与えたり、身体拘束、抑制をする等
② 心理的虐待	脅しや侮辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって、精神的、情緒的な苦痛を与えること ＜具体的な例＞ ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱を込めて、子供のように扱う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する 等
③性的虐待	本人との間で合意形成がされない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要 ＜具体的な例＞ ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・本人の前でわいせつな言葉を使う ・キス、性器への接触、セックスを強要する 等

④経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること <具体的な例> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や貯金を本人の意思・利益に反して使用する 等
⑤放棄、放任 (ネグレスト)	意図的であるか、結果であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている養護者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神状態を悪化させていること <具体的な例> ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸びっぱなし、皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間に渡っていたり、脱水症状や栄養失調状態にある ・室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり、使わせない ・同居人による「虐待と同様な行為」を放置する 等

Ⅲ利用者虐待の防止体制

1. 虐待防止責任者の設置

管理者は、虐待防止責任者となり、虐待の未然防止に率先して取り組む。また、サービス提供責任者は、利用者の人権を擁護する高い意識を持ち、風通しの良い開かれた事業所運営のために職員とともに取り組む。

2. 虐待防止マネージャーの設置

管理者は虐待防止マネージャーを選任する。

虐待防止マネージャーは、現場における虐待防止のリーダーとして、職員に対して虐待防止の意識づけを図るとともに、課題に沿った研修を行うなど虐待防止に取り組む。

3. 虐待防止委員会の設置

利用者の人権を擁護し虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置する。

虐待防止検討委員会で協議した内容は、事業所従業員全員に周知徹底する。

4. 虐待防止委員会の役割

虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する研修を企画し実施する。委員会が本指針に基づいた

研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。

Ⅳ虐待が疑われる事案等があった場合の対応

1. 虐待が疑われる事案等発見時の通報

① 職員の通報

職員は、虐待を受けた利用者を目撃したり、虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は、速やかに市町村に通報するとともに、管理者や虐待防止マネージャーに報告する。

管理者や虐待防止マネージャーは、速やかに関係職員から聞き取りを行うとともに、写真や記録を残すものとする。また、速やかに市町村（利用者に係る支給決定を行った市町村）に通報する。

②管理者や虐待防止マネージャー等の通報

管理者や虐待防止マネージャー等は、虐待が疑われる事案について職員や利用者の家族から相談を受けた場合は、速やかに関係職員から聞き取りを行うとともに、現場検証を行い写真や記録を残すものとする。

2. 通報者の保護

虐待が疑われる事案等を発見し直接市町村に通報した職員は、通報を理由として不利益な取り扱いを受けることはないものとする。

3. 市町村及び宮崎県による事実確認への協力

利用者虐待の通報により、市町村及び宮崎県による調査があった場合は、提出を求められた書類を速やかに提出するなど事実確認に協力し、聞き取り調査には誠実な対応をする。

4. 虐待を受けた利用者や家族への対応

虐待を受けた利用者の安全確保を最優先とし、虐待行為が疑われる職員については事実関係が明らかになるまでの間、自宅勤務を命ずるなど利用者が安心できる環境づくりに努める。

また、虐待事案に関する事実確認をしっかりと行った上で、虐待を受けた利用者やその家族に対して状況を説明するとともに、謝罪を含めた誠意のある対応をする。

虐待等を発見した従業員は、事態が深刻化しないよう各市・各地区高齢者支援担当と各地域包括支援センターへ相談・連絡・報告する（電話番号は一覧に掲載）。

また、委員会委員へも相談・連絡・報告する。

<虐待防止委員会>

* 責任者：森一美

* 虐待防止マネージャー：日高愛子、宮崎朝香

* 虐待防止委員：玉置アツコ

*** 高齢者虐待等に関する相談・連絡先 ***

宮崎市介護保険課・・・Tel 0985-21-1777

*** 障がい者虐待に関する相談・連絡先 ***

宮崎市障がい福祉課・・・Tel 0985-21:1772 (夜間・休日連絡先・・・0985-25-2111)

虐待等が発生した場合の対策方法

行政と地域包括支援センターのコアメンバー会議の対策方法に従う。

V 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待の対応として、成年後見制度の活用が不可欠と想定される場面を次に掲げる事項に例示する。

- (1) 経済的虐待のケース、もしくは、経済的虐待に発展するようなケース
- (2) 身体的虐待などにより、老人福祉法上の措置により特別養護老人ホームなどに入所し、その対象者が、多額の財産を持っているケース
- (3) 身体的虐待などにより、老人福祉法上の措置により特別養護老人ホームなどに入所したが、認知症により、措置から契約に移れないケース
- (4) 財産上の不当取引の被害にあった者、またはあうと想定されるケース

VI 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待に係る苦情・相談については、相談者や通報者の個人情報保護する
- (2) 虐待発見の相談・通報は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない
- (3) 虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない

VII 利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針は利用者・家族や関係機関が閲覧できるよう掲示する。

附則

本指針は、令和4年4月1日より施行する。